

資料提供  
(県政・高島同時)

提供年月日:平成25年(2013年)12月5日

部局名	琵琶湖環境部	土木交通部
所属名・ 担当名	循環社会推進課 廃棄物監視取 締対策室	流域政策局 河川・港湾室 河川行政チーム
担当者名	北村、住田	野崎、七里
内線	3475	4159
電話	077-528-3475	077-528-4156
E-mail	df00@pref.shiga.lg.jp	ha04@pref.shiga.lg.jp

### 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画について

一級河川鴨川の河川敷およびその周辺に放置された木材チップについては、本事案に関わる者が撤去を行う意向を示したことから、これまで折衝を続けてきたところですが、このたび、この者の関係する企業から原状回復計画書が提出されました。

滋賀県としては、この原状回復計画に基づき、この企業により原状回復させることとし、併せて地元説明会を開催することとしたのでお知らせします。

#### 1. 木材チップ放置の概要

- (1) 場所: 高島市安曇川町 一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の私有地
- (2) 内容: ①河川管理用通路および私有地上に敷設された木材チップ(量=約310m<sup>3</sup>、幅=2.8~4.9m、長さ=573m、高さ=5~27cm)  
②河川敷および私有地に放置された木材チップ入りの大型土のう袋77袋(量=約77m<sup>3</sup>)

#### 2. 原状回復計画の概要等

- (1) 原状回復の内容  
一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の私有地に敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。
- (2) 計画期間  
平成25年12月第2週から平成26年1月31日(予定)

#### 3. 現場の管理等

- (1) 県による現場の見張り  
作業中は、県職員2名が現場に常駐し、作業状況の確認を行うこととします。
- (2) 現場の管理  
作業現場は原則として立ち入り禁止としますので、住民の皆様および報道関係者の皆様のご協力をお願いします。

(3) 現場の公開

作業現場は、別途日程を設定して住民の皆様および報道関係者の皆様に公開します。なお、日程につきましては、工事業者と調整の上、改めてお知らせします。

4. 地元説明会の開催

- (1) 説明会の日時 平成25年12月7日(土) 午後4時00分から
- (2) 説明会の場所 高島市安曇川 世代交流センター(高島市安曇川町南船木249)
- (3) 説明会の内容
  - ①原状回復計画について
  - ②その他

## 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画について

### 1. 計画概要

#### (1) 計画の実行者

原状回復の申し出のあった本事案に関わる者が関係する企業

#### (2) 作業現場

高島市安曇川町の一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地

#### (3) 原状回復の内容

①一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地に敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。

②撤去の跡を整地して管理用通路等の原状を回復する。

#### (4) 計画期間

平成 25 年 12 月第 2 週から平成 26 年 1 月 31 日(予定)

### 2. 撤去対象物

(1) 木材チップ(敷設されたもの)

(2) 木材チップ(土のうに入っているもの)

(3) その他周辺の付属品 (ブルーシート、小型土のう及び大型土のう等)

### 3. 原状回復方法(工程表は別添のとおり)

(1) 敷設された木材チップを大型土のう袋に梱包するとともに、土のうに入っている木材チップを大型土のう袋に詰め替える。

(2) (1)の大型土のうの内容物を産業廃棄物として、廃棄物処理法に基づき、現場から県外に撤去し、処理を行う。

(3) その他周辺の付属品を現場から県外に撤去する。

(4) 撤去作業終了後は、滋賀県による放射能濃度の検査確認を受けた上で、滋賀県が了承した良質土により整地する。

### 4. その他の事項

(1) 作業現場において、滋賀県から指示があった場合は、その指示に従う。

(2) 撤去中の諸具合によって、原状回復計画を変更することがある。

(3) 原状回復後についても、放射性物質により汚染された土砂等が発見された場合は、計画の実行者において、責任を持って撤去等の対応を行う。

# 原状回復工程表

滋賀県

	12月				年未年始 (12/28~ 1/5)	1月				備 考
	1週目	2週目	3週目	4週目		1週目	2週目	3週目	4週目	
①木材チップの 大型土のう袋への梱包		●————●				●————●				
②上記①の現場からの搬出			●————●			●————●				
③その他周辺付属物の撤去							●————●			
④良質土による整地、 完了確認等							●————●			

※1 撤去中の諸具合によって、原状回復計画が変更となることがあります。

※2 着手日はおってお知らせします。

資料提供  
(県政・高島同時)

提供年月日:平成25年(2013年)12月5日

部局名	琵琶湖環境部	土木交通部
所属名・ 担当名	循環社会推進課 廃棄物監視取 締対策室	流域政策局 河川・港湾室 河川行政チーム
担当者名	北村、住田	野崎、七里
内線	3475	4159
電話	077-528-3475	077-528-4156
E-mail	df00@pref.shiga.lg.jp	ha04@pref.shiga.lg.jp

### 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画について

一級河川鴨川の河川敷およびその周辺に放置された木材チップについては、本事案に関わる者が撤去を行う意向を示したことから、これまで折衝を続けてきたところですが、このたび、この者の関係する企業から原状回復計画書が提出されました。

滋賀県としては、この原状回復計画に基づき、この企業により原状回復させることとし、併せて地元説明会を開催することとしたのでお知らせします。

#### 1. 木材チップ放置の概要

- (1) 場所：高島市安曇川町 一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地
- (2) 内容：①河川管理用通路および民有地上に敷設された木材チップ（量＝約 310m<sup>3</sup>、幅＝2.8～4.9 m、長さ＝573m、高さ＝5～27cm）  
②河川敷および民有地に放置された木材チップ入りの大型土のう袋 77 袋（量＝約 77m<sup>3</sup>）

#### 2. 原状回復計画の概要等

- (1) 原状回復の内容  
一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地に敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。
- (2) 計画期間  
平成25年12月第2週から平成26年1月31日(予定)

#### 3. 現場の管理等

- (1) 県による現場の見張り  
作業中は、県職員2名が現場に常駐し、作業状況の確認を行うこととします。
- (2) 現場の管理  
作業現場は原則として立ち入り禁止としますので、住民の皆様および報道関係者の皆様のご協力をお願いします。

(3) 現場の公開

作業現場は、別途日程を設定して住民の皆様および報道関係者の皆様に公開します。なお、日程につきましては、工事業者と調整の上、改めてお知らせします。

4. 地元説明会の開催

- (1) 説明会の日時 平成25年12月7日(土) 午後4時00分から
- (2) 説明会の場所 高島市安曇川 世代交流センター(高島市安曇川町南船木249)
- (3) 説明会の内容 ①原状回復計画について  
②その他

## 一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画について

### 1. 計画概要

#### (1) 計画の実行者

原状回復の申し出のあった本事案に関わる者が関係する企業

#### (2) 作業現場

高島市安曇川町の一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地

#### (3) 原状回復の内容

- ①一級河川鴨川河口付近の左岸管理用通路およびその隣接の民有地に敷設および放置されている木材チップを回収・撤去し、廃棄物として適法に処理する。
- ②撤去の跡を整地して管理用通路等の原状を回復する。

#### (4) 計画期間

平成 25 年 12 月第 2 週から平成 26 年 1 月 31 日(予定)

### 2. 撤去対象物

- (1) 木材チップ(敷設されたもの)
- (2) 木材チップ(土のうに入っているもの)
- (3) その他周辺の付属品 (ブルーシート、小型土のう及び大型土のう等)

### 3. 原状回復方法(工程表は別添のとおり)

- (1) 敷設された木材チップを大型土のう袋に梱包するとともに、土のうに入っている木材チップを大型土のう袋に詰め替える。
- (2) (1)の大型土のうの内容物を産業廃棄物として、廃棄物処理法に基づき、現場から県外に撤去し、処理を行う。
- (3) その他周辺の付属品を現場から県外に撤去する。
- (4) 撤去作業終了後は、滋賀県による放射能濃度の検査確認を受けた上で、滋賀県が了承した良質土により整地する。

### 4. その他の事項

- (1) 作業現場において、滋賀県から指示があった場合は、その指示に従う。
- (2) 撤去中の諸具合によって、原状回復計画を変更することがある。
- (3) 原状回復後についても、放射性物質により汚染された土砂等が発見された場合は、計画の実行者において、責任を持って撤去等の対応を行う。

# 原状回復工程表

滋賀県

	12月				年未年始 (12/28~ 1/5)	1月				備考
	1週目	2週目	3週目	4週目		1週目	2週目	3週目	4週目	
①木材チップの 大型土のう袋への梱包		●————●				●————●				
②上記①の現場からの搬出			●————●			●————●				
③その他周辺付属物の撤去							●————●			
④良質土による整地、 完了確認等							●————●			

※1 撤去中の諸具合によって、原状回復計画が変更となることがあります。

※2 着手日はおってお知らせします。